

日立市空き家解体補助金（利活用型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内に所在する老朽化した空き家や危険な空き家の除却を促進するとともに、跡地の利活用促進を図るため、空き家の解体に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存し、現に居住その他の用に供されていない家屋をいう。
- (2) 戸建住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (3) 併用住宅 一つの敷地に独立して建てられた建築物内に居住部分と店舗、事務所等居住以外の用途の部分が併存している住宅（集合住宅を除く。）をいう。

（補助対象の空き家）

第3条 補助の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸建住宅又は併用住宅であること。
- (2) 解体する時点で1年以上居住の用に供されていないこと又は所有者等が死亡した後、居住の用に供されていないこと。ただし、空き家としての蓋然性が高いと認められる場合は、解体する時点で居住の用に供されていない期間が1年未満であっても、補助対象の空き家とする。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたものであること。
- (4) 延べ床面積が50平方メートル以上であること（併用住宅にあつては、居住部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上かつ50平方メートル以上であること。）。)
- (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等でないこと。
- (6) 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (7) 宅地建物取引業を営む者が営利目的として所有するものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とし、第5条第1項の要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者であること。ただし、共有名義の場合は、全ての共有者から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
- (2) 補助対象空き家の所有者の相続人であること。ただし、相続人が複数の場合は、全ての相続人から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
- (3) 補助対象空き家の敷地を取得又は賃借（使用貸借を含む。以下同じ。）した者であること。ただし、補助対象空き家の所有者から当該空き家の解体について同意を得た者に限る。
- (4) 不在者財産管理人、成年後見人等、公的機関が発行した書類により、補助対象空き家を処分する権限を有すると認められる者又は解体費用を立て替えたと認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がある場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当する場合

(交付の条件)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家を解体した日から1年以内に跡地を売却若しくは贈与した者又は賃貸（使用貸借を含む。以下同じ。）契約を締結した者
- (2) 補助対象空き家の敷地を取得又は賃借した者で、取得又は賃借に係る契約を締結した日から1年以内に当該空き家を解体した者
- (3) 補助対象空き家を解体した日から1年以内に跡地を公共的利用（ポケットパーク、公共空地、共同農園等、地域住民の利便性向上に資するもので、市に事前相談したものに限る。）に供した者

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、賃貸借（使用貸借を含む。以下同じ。）の相手方が配偶者又は一親等の親族である者は、補助対象者とししない。

(補助対象工事)

第6条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家及び附属する門塀等の工作物、敷地内の樹木等を除却し、原則更地にする工事であること。
- (2) 市内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が行う解体工事であること。
- (3) 解体に要する費用（以下「解体工事費」という。）が50万円以上であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が請け負う解体工事であること。
- (5) 補助を申請する日が属する年度の前々年度の4月1日以降に請負契約を締結している解体工事であること。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象工事の工事費
- (2) 補助対象工事により生じた廃材等の収集運搬費用及び処分費用並びに解体後の土地の整地費用（砕石敷均しする等の舗装費用は除く）
- (3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると市長が認める工事等に係る経費
- (4) 前3号に係る諸経費

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家及びその敷地内の動産の処分費は、補助対象経費としない。

3 補助対象空き家が併用住宅である場合の補助対象経費は、居住部分のみとし、同条第1項に規定する経費を居住部分と居住部分以外の部分の床面積の割合で按分して算出するものとする。

（補助金の額等）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、日立市空き家解体補助金（利活用型）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の解体前の写真
- (2) 解体工事の請負契約書等の写し
- (3) 解体工事の見積書又は請求書の写し（内訳明細が記されたもの）
- (4) 解体工事費用に係る領収書等の写し
- (5) 解体工事の完了写真
- (6) 補助対象空き家を解体して跡地を売却等又は賃貸した場合は、跡地の売却等又は賃貸借に係る契約書の写し
- (7) 補助対象空き家の敷地を取得又は賃借後に解体した場合は、敷地の取得又は賃貸借に係る契約書の写し
- (8) 補助対象空き家を解体した後の跡地を公共的利用に供した場合は、跡地利用後の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、日立市空き家解体補助金（利活用型）交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(額の確定)

第11条 前条に基づき交付の適否を決定するとき、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

(実績報告)

第12条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

(補助金の請求)

第13条 第11条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付を申請した日の属する年度末までに、日立市空き家解体補助金（利活用型）交付請求書（様式第3号）のほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求を適当と認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付を行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。